

平成29年度 青梅サタデースクール登録受付中

毎月第2・3土曜日の午前9時30分から11時30分まで、市内在住の小学4年生〜中学3年生を対象に、算数、数学、国語等の補習事業を行っています。

会場（市民センター等）には、複数のドリルがあり、自分に合った問題を選べます。元教員や大学生など地域の方が学習をお手伝いします。都合のよい実施日に無料で参加できます。

登録用紙は市立小・中学校経由で配布しますが、市教育委員会のホームページからダウンロードもできます。登録の際には、2か所まで会場の希望を出せませぬ。ぜひご登録ください。

小学校の通学路に防犯カメラを設置

市では、児童の登下校時等の安全を確保するため、小学校の通学路の電柱等に1校当たり5台の防犯カメラを設置しています。

平成28年度は、三小、河辺小、新町小、霞台小、若草小、吹上小の通学路に設置しました。30年度までに東小を除く全小学校の通学路に設置する予定です。

プライバシーの保護や、映像の漏えい・流出等には十分注意しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。また、地域の皆さんには、引き続き、子どもたち

が、ご理解とご協力をお願いします。詳細は、市教育委員会ホームページをご覧ください。実施予定会場 青梅市民センター▽大門市民センター▽梅郷市民センター▽沢井市民センター▽小曾木市民センター▽新町市民センター▽今井市民センター▽成木二丁目自治会館▽上長瀬自治会館▽友田町自治会館▽霞共益会館▽東青梅センタービル▽河辺町四丁目自治会館



△防犯カメラ

幼児・児童用自転車ヘルメット 購入費用の一部助成を行っています

市では、自転車ヘルメットの普及を図り、交通事故の防止と交通事故被害を軽減するため、幼児・児童用自転車ヘルメットを事業協力店で購入の際、費用の一部を助成しています。ぜひご利用ください。

対象 市内在住の13歳未満の幼児・児童の保護者 助成内容 幼児・児童用自転車ヘルメット（SGマーク付）の購入1個につき上限2千円 ※当該年度幼児・児童1人につき1個 ※事業協力店で取り扱っているものに限り助成します。

購入方法 事業協力店（下表）でヘルメット購入時に助成券を提出し、助成額を差し引いた金額を支払っていただきます。

事業協力店

Table with 3 columns: 店名, 所在地, 電話. Lists various bicycle shops and their contact information.

義援金の募集期間を延長します

東日本大震災義援金 平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災者を支援するための義援金を募集する期間を延長します。

市では、市民の皆さんの協力を得て、7千700万円を超える義援金を日本赤十字社等を通じて被災地へお届けしてきました。

現在も、多くの方が仮設住宅で生活しているなどの状況から、募集期間を延長します。

募集期間 30年3月31日（土）まで 募金箱設置場所 市役所、各市民センター、中央図書館

お問い合わせ 福祉総務課庶務係

申請に必要なもの 朱肉を使用する印鑑

受付 市民安全課（市役所3階） 受付時間 午前8時30分〜午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く

お問い合わせ 市民安全課市民安全係

自治会活動紹介コーナー21 新たな視点での自治会活動に取り組む

青梅市自治会連合会第8支会長 宮口 泉 第8支会は、昨年度創立50周年を迎えました。これを機に新たな視点から、これまでの自治会活動の見直しを行い、これからの活動につなげるよう努力しています。

最初に、市民運動会の活性化があります。市民運動会では多くの市民の方々の参加のもと盛大に実施していますが、学校

の連携をより図るため、吹奏楽の演奏のほか、新たに中学生たちに放送係や用具係などの運営に携わっていただき、市民運動会の活性化につなげました。

次に、新たな事業として「ささえあいフェスティバル」を市民センター文化祭と合同で開催しました。市民センター

このほか、防災訓練においても、中学生による避難所設営訓練や炊き出し訓練などへの参加を促し、次世代を担う小・中学生、保育園児の参加を通じ、地域住民の一人ひとりがつながっていること、助け合っていること



を目にしてもらえるように活動をしていきたいと思ひます。 青梅市自治会連合会 ホームページ www.ome-tengou.jp/ お問い合わせ 市民活動推進課

消費者相談室から270

簡単にもうかる話はありません！ ～甘い言葉をつのみにしないで！～

相談事例1 SNSで知り合った人から「いい話がある、会って話そう」と誘われ、投資・転売・営業等のスキを学びつつ、友人を紹介すると1人当たり3万円

の報酬が得られるというビジネスセミナーの契約を勧められた。入会金10万円、月謝2万円と高額だったが、もうかるならと思い勧められた学生

ローンを利用し契約した。未成年者に必要な親の同意書は、自分で書くよう指示され記入した。セミナーは人を誘う方法を教えるだけで「SNSを使い友達を誘え」と言われた。自分も同じ手口

で誘われたのではと不審に思った。（19歳・男性） 相談事例2 インターネットで、健康食品をネット上で転売するビジネスで「1か月で100万円稼げる」という広告を見た。メールで詳細を知りたいと連絡したところ、まず1万円の情報商材を購入するよう指示され、購入したダウンロードした。その販売手法を実践すればもうかる、もうからないければ全額返金を保証するという話を信じ、借金して代金20万円を支払い契約した。情報のとおりブログやSNSで広告したが全く売れず、話が違い、も

うからないので解約・全額返金を申し出たが、条件を満たしていないと言って返金に応じてもらえない。（20歳代・男性） アドバイス 「簡単に」「短時間で」「もうかる」という広告にひかれて情報商材を購入する人が増えていきます。ネット上で簡単に申し込みするため安易に契約してしまいがちです。他にも、SNSで知り合った人や友人からビジネス講座や投資教材等を勧められ「もうかるなら」「就職に役立つなら」と契約してしまつたという相談が多く寄せられています。「必ずもうかる話」はありません。借金をしてまで契約するのはやめま

い合わせ 福祉総務課庶務係

しょう。「返金保証」とあつてもいろいろ理由をつけて返金を拒むケースもあり、一旦契約すると解約が困難な場合も多いです。なお、未成年者契約の場合は親権者の同意がなければ取り消しが可能です。 困った時はすぐに消費者相談室へご相談ください。

消費者相談室 ☎22・6000（相談専用） 相談日時 月〜金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前10時〜午後1時 午後1時〜4時 ※毎月第2・4火曜日は午後6時まで受付 ※来所（市役所3階）による相談もできます。

お問い合わせ 市民安全課

お問い合わせ 福祉総務課庶務係